約款・規定集

第1章　総合取引約款……1
第2章　保護預り約款……6
第3章　振替決済口座管理約款 ……7
第4章　特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款 …… 17
第5章　特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 …… 20
第6章　特定管理口座約款 …… 20
第7章　外国証券取引口座約款 …… 21
第8章　累積投資取引約款 …… 28
第9章　国内外貨建債券取引約款 …… 29
第10章　MRF自動スイープ投資約款 …… 30
第11章　株式累積投資約款 …… 31
第12章　外貨建MMF累積投資約款 …… 34
第13章　投信るいとう自動積立取扱約款 …… 36
第14章　電子交付サービス利用規約 …… 37
第15章　オンライントレード利用約款 …… 38
第16章　非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 …… 42
第17章　未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 …… 49
第18章　投資一任取引約款 …… 54
「最良執行方針」についてのお知らせ …… 55
当社の個人情報保護宣言 …… 57

※ 第4章、第5章、第6章、第10章、第14章、第15章、第16章及び第17章は、法人のお客様には適用されません。

ちばぎん証券株式会社

金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第114号
加入協会/日本証券業協会

第 1 章　総合取引約款

第 1 節　総合取引

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引、及び外国証券取引又はそれらを組み合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様とちばぎん証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条　（総合取引の利用）

(1) お客様は、この約款及び別に定める各取引の約款（保護預り約款、振替決済口座管理約款、特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款、特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款、特定管理口座約款、外国証券取引口座約款、累積投資取引約款、国内外貨建債券取引約款、MRF 自動スイープ投資約款、株式累積投資約款、外貨建 MMF 累積投資約款、投信るいとう自動積立取扱約款、電子交付サービス利用規約、オンライントレード利用約款、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資取引に関する約款、未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款、投資一任取引約款）に基づく取引及びサービスをご利用いただけます。

(2) お客様は、上記約款に基づく取引等のうち、特定口座取引、特定口座に係る上場株式配当等の受領、特定管理口座の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限り、電子交付サービスについては、電子交付サービスの利用申込みをされた場合に限り、オンライントレード取引については、オンライントレード利用申込みを選択された場合に限り、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資取引については、非課税口座開設の申込みを選択された場合に限り、また、未成年者口座及び課税未成年者口座取引については、未成年者口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、投資一任取引については、お客様が当社を通じて株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）との投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客様に代わり当該取引を行います。

(3) お客様は、第 1 項の累積投資取引約款に基づく累積投資取引（キャッシングの取扱い含む。）については、公社債投資信託、野村 MRF（マネー・リザーブ・ファンド）をご利用いただけます。
ただし、法人のお客様は、第 1 項に掲げる約款に基づく取引等のうち、特定口座取引、特定口座に係る上場株式配当等の受領、特定管理口座、野村 MRF、電子交付サービス、オンライントレード取引、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資取引、未成年者口座及び課税未成年者口座取引はご利用できません。

第3条　（申込方法等）

(1) お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社の本・支店又は営業所に提出することによって、総合取引を申込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。
① 当社所定の申込書
② 当社所定の本人確認書類

(2) 当社は、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。

(3) お客様は、あらかじめ、次の①及び②について、確約いただいた上で、当社との取引を行っていただきます。
① 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
なお、①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても意義申し立てをしないこと。またこれにより損害が生じた場合でもすべてお客様の責任となります。

(4) すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第 2 条(1)累積投資取引約款に基づく累積投資取引（野村MRF口座の設定は除きます。）及び振替決済口座管理約款に基づき振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申し出により契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。

(5) また、すでに総合取引を契約済のお客様が、上記第 2 条(1)特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款に基づき特定口座取引を行う場合は、別途、以下の書類を提出することによって、特定口座取引を申込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。
① 特定口座開設届出書
② 当社所定の本人確認書類

(6) 以下の申込の場合は、別途、当社所定の申込書が必要となります。
① 株式累積投資取引
② 投信るいとう自動積立取引

第4条　（総合届出印鑑）

お客様は、総合取引開始時に総合印鑑届を届出ていただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。なお、すでに当社に開設されているすべての口座及び今後開設されるすべての口座についてもこの印影を当社への届出印鑑として取扱わせていただきます。

第5条　（当社への届出事項）

(1) 当社所定の書類に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

(2) お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

第5条の2（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第 2 節　　金銭の受渡方法

第6条　（入金の取扱い）

お客様より有価証券のご購入代金等を受入れる場合、当社は、金銭に係る「受領書」を交付します。ただし、銀行振込等で受入れた場合は、「受領書」の交付をしないものとします。

なお、お客様が、当社の特定する銀行等へ振込まれた場合、当社は一定額の振込手数料を負担することがあります。ただし、外貨での振込は、お客様のご負担となります。

第7条　（金銭の振込によるお支払い）

(1) 金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。

(2) 「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振り込む方式をいいます。

(3) お客様は所定の手続きにより、振込先の指定預金口座をあらかじめ指定していただくものとします。
　① 指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。
　② すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
　③ 上記②にかかわらず、利金・収益分配金（以下、「利金等」といいます。）について「所定の指定書」等で振込先の預金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは、利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。

(4) 指定預金口座の変更は下記によりおこなうものとします。
　① 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。
　② 変更申し込み受付後の取扱いは、上記(3)に準じておこなうものとします。

(5) 振込の受渡精算方法の指示は、下記の方法によるものとします。
　① 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本条に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、書面等でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の申込書等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
　② 利金等については、あらかじめ振込のご指示がある場合には、上記①のご指示をいただかずに指定預金口座に振込みます。ただし、指定預金口座をお届けいただいたのちに、利金等をそれと異なる預金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預金口座を当社所定の用紙によって届出ていただきます。

(6) 外貨での振込にかかる手数料は、お客様のご負担となります。

(7) 本条に基づき振込をする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

第8条　（現金等による出金の取扱い）

お客様が現金等を引出される場合は、所定事項を記載し届出印を押なつされた受領書と引換えにお支払いいたします。

第 3 節　　有価証券取引（注文の受注）

第9条　（受託契約準則及び協会規則の適用）

取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。

第10条　（前受金等）

(1) 有価証券の売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部、有価証券の全部（以下、「前受金等」といいます。）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

(2) 前記(1)でお預けいただく有価証券のうち株券については原則本人名義に限ります。

(3) 前受金等を全額お預けいただいていない場合、取引所取引については受託契約準則の定める時

限までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
(4) 外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。
(5) 上記(1).(2).(3)以外の取引については、当社の定めるところによります。

第11条 （受注できない場合）

(1) 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。
(2) 募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認が出来なかったときは、ご注文はお受けできません。
(3) 上記(1).(2)の場合以外にも、当社がご注文をお受けするのが適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

第12条 （注文内容の明示）

(1) 有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り、非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。ただし、執行する市場の明示が無い場合は当社の最良執行方針に基づき執行することとします。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行が出来ない場合があります。
(2) 当社が必要と判断したときは、委託注文書をご提出いただく場合があります。

第４節　報告・連絡

第13条 （契約締結時等交付書面）

当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第37条の4の規定に基づき「契約締結時等交付書面」を遅滞なく、お客様にお渡しいたします（郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。

第14条 （取引残高報告書等）

(1) 当社は内閣府令第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします。お取引がない場合は、1年に1回（信用取引および発行日決済取引（以下、「信用取引等」といいます。）、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。
注：デリバティブ取引とは、日本証券業協会自主規制規則「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第9条第1項第2号イ又はロに該当する取引をいう。
(2) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
(3) 当社は、第1項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
(4) 当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面
② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書
(5) 当社から取引残高報告書を受領したお客様は、当社が預り証の回収をお願いしたときには、これに応じるものとします。
(6) 取引残高報告書をお渡しした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。
(7) 当社は、取引残高報告書のほか、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。
① 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
② 混合保管中の債券について、保護預り約款第5条の規定に基づき決定された償還額
③ 最終償還期限
(8) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審な点があるときは、すみやかに当社コンプライアンス部長に直接ご連絡ください。

第５節　解約・変更

第15条 （取引の解約事由）

各契約は、以下の事由に該当したときに解約されるものといたします。
① お客様から解約のお申出があった場合
② お客様が手数料を支払わないとき
③ お客様がこの約款に違反したとき
④ 口座管理料の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
⑤ 保護預り証券等の残高がなくなった後、一定期間が経過したとき

⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
⑧ お客様が口座開設申込時にした「反社会的勢力でないことの確約」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
⑨ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申し出たとき
⑩ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、又は当該業務を終了したとき
⑪ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく、本人確認ができない場合
⑫ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

第16条 （解約時の取扱い）

前条に基づく各契約が解約となった場合のお手続き等は、以下の通りといたします。

① お取引店において、お預りしている現金・証券等については、当社所定の方法により、金銭は銀行振込等により返還し、有価証券についてはお客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替を行います。
② 有価証券等のうち、お客様の指定する他の金融商品取引業者等への振替が困難なもの等については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第17条 （届出事項の変更・喪失手続き）

(1) 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法により遅滞なくお取引店にお届出ください。
(2) 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、暗証番号、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提出願うこと等があります。
(3) 本条に関するお届出があった場合は、当社は所定手続きを完了した後でなければ保護預り証券およびお預り金の返還等、振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
(4) 第 2 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

第17条の2 （成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお取引店にお届出ください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお取引店にお届出ください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、又は任意後見監督人の選任がされているときにも、前 2 項と同様にお取引店にお届出ください。
(4) 前 3 項の届出事項に取消又は変更等が生じたときにも同様にお取引店にお届出ください。
(5) 前 4 項のお届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第18条 （約款の変更）

(1) 本約款・規定集は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
(2) この約款・規定集による取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、当社本・支店又は営業所の店頭に備え置いてお客様にお知らせいたします。

第 6 節　内部者登録制度

第19条 （内部者登録制度の趣旨）

日本証券業協会にて定める「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（自主規制規則）に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客様が内部者である場合の取扱いを定めることを目的とするものです。

第20条 （内部者届出等の提出）

お客様が内部者にあたる場合は、当社所定の届出を提出するものとします。

第21条 （内部者の定義）

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいいます。

① 次に該当する方
　イ. 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役（以下「役員」といいます。）
　ロ. 上場投資法人等の執行役員又は監査役員
　ハ. 上場投資法人等の資産運用会社の役員
② 次に該当する方
　イ. 上場会社等の親会社又は主な子会社の役員
　ロ. 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人のうち主なものをい

います。以下、同じ)の役員
③ ①および②に該当しなくなった後 1 年以内の方
④ 上記①に該当する方の配偶者および同居者
⑤ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員(上場投資法人等の執行役員を除く。)その他役員に準ずる役職にある方
⑥ 上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下、「重要事実」といいます。)を知り得る可能性の高い部署に所属する方(⑤を除きます。)
⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方(⑦を除きます。)
⑨ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社又は主な特定関係法人
⑩ 上場会社等の大株主

第22条 (内部者届出事項の変更)

お客様が当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により遅滞なくお届出ください。

第23条 (内部者届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第 7 節 雑 則

第24条 (保護預り管理料)

(1) 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。また、特別な経費を要する場合は、別途、その実費をいただくことがあります。
(2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券およびお預り金の返還、ならびに元利金、分配金、償還金等の返還のご請求には応じないことがあります。

第25条 (免責事項)

当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
① 第 17 条第 2 項による届出の前に生じた損害
② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
③ 当社が、第 7 条(5)により金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合
④ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
⑤ 保護預り証券について、第 14 条第 7 項第 1 号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
⑥ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害
⑦ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受、振替株式等の振替又は抹消又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった場合
⑧ 電信又は郵便の誤謬や遅延、金融商品取引所等又は情報を伝達する機器もしくは機関における不具合等(ただし、当社の責に帰するものを除きます)、当社の責に帰することのできない事由が生じた場合
⑨ 第 7 号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は利金、分配金、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
⑩ 第 27 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第26条 (緊急処置)

法令の定めるところにより振替決済口座の振替株式等、一般債、投資信託受益権等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第27条 (預り金について)

当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いたしません。

第28条 (保護預り約款等の適用)

この総合取引約款に定めのない事項については保護預り約款等、他の約款・規定が適用されるものとします。

第29条 (合意管轄)

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 2 章　保護預り約款

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条　（保護預り証券）

(1) 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券のうち市場性のあるもの及び当社発行の株券に限り、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

(2) 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

(3) この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条　（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

① 保護預り証券については、当社において責任を持って安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。

② 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。

③ 投資信託の受益証券については、投資信託及び投資法人に関する法律 4 条に規定する受託者において混合して保管することがあります。

④ 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。

⑤ 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第4条　（混合保管等に関する同意事項）

前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

① お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

② 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

第5条　（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

第6条　（保護預り証券の口座処理）

(1) 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

(2) 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(3) 当社は前項のうち、他の金融商品取引業者の口座への振替による移管の依頼については、あらかじめ、当社所定の事務手続料をいただきます。

(4) 当社は前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それらから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替移管のご請求には、応じないことがあります。

第7条　（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第8条　（名義書換等の手続きの代行等）

(1) 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

(2) 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第9条　（有価証券の受入れ）

(1) 当社は、お客様より有価証券をお預りしたときは、取引残高報告書又は受領書を交付します。受領書を受取らないで、当社の役職員（外務員を含みます）に有価証券を保護預りとして、お預けにならないで下さい。

(2) 当社は、お客様から有価証券をお預りする場合、原則として、事前に無効な有価証券（偽造株券、除権判決済の株券等）又は流通に支障のある有価証券（盗難株券、公示催告中の株券等）でないことを確認します。確認の結果、無効又は流通に支障のある有価証券であったときは、当該有価証券のお預りをお受けしません。

第10条　（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第 5 条（抽選償還）の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第11条 （保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の返還請求書兼受領書に所要事項を記載のうえ届出印を押なつして提出して下さい。

第12条 （保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

① 保護預り証券を売却される場合
② 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
③ 当社が第 10 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第13条 （預り証の回収）

お客様は、当社が法律に定める取引残高報告書を交付する方式とした後において、当社から預り証の回収の要請を受けたとき、これに応じるものとします。また、当社は預り証を回収したときは、取引残高報告書を交付します。

第14条 （預り証を喪失した場合の手続き）

当社が取引残高報告書を交付する方式とする以前に発行した「預り証」を喪失又は滅失された場合は、その旨をお申出いただき、当社所定の書面に所定の事項を記入し、お届印を押なつしてご提出ください。この場合、「印鑑証明書」などの書類をご提出願うことがあります。

第15条 （解　約）

総合取引約款第 15 条（取引の解約事由）の規定に該当したときは、この契約は解約されます。

第16条 （解約時の取扱い）

(1) 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
(2) 保護預り証券のうち現状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第17条 （公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第18条 （振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。2009 年 1 月 5 日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。

第19条 （個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第 3 章　振替決済口座管理約款

第1条 （約款の趣旨）

(1) この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（以下「振替有価証券」といいます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。
(2) この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより、株式等（以下「振替株式等」といいます。）、一般債（以下「振替一般債」といいます。）及び投資信託受益権（以下「振替投信」といいます。）については株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を、国債（以下「振決国債」といいます。）については日本銀行を示すものとします。
(3) この約款における振替株式等の範囲については、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に、振替一般債及び振替投信の範囲については、機構の「社債等に関する業務規程」に定めるものとします。
(4) 振替株式等は、上場投資信託受益権（以下「振替上場投資信託受益権」といいます。）及び受益証

券発行信託の受益権（以下「振替受益権」といいます。）を含みます。

第2条　（振替決済口座）

(1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

(2) 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

(3) 当社は、お客様が振替有価証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条　（振替決済口座の開設）

(1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(2) 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

(3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置並びに振替機関が定める振替機関の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第4条　（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替有価証券に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第4条の2（加入者情報の他の口座機関への通知の同意）

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第5条　（共通番号情報の取扱いに関する同意）

当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替有価証券の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条　（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）

(1) 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(2) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第 28 条において「総株主通知等」といいます。）

② 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知

③ 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第 23 条第 2 項に規定する書面交付請求をいいます。）

第7条　（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第 1 項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第 1 項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条　（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第9条　（振替の申請）

(1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替機関が定めるもの

③ 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの

④ 振替一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの

⑤ 振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

⑥ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
⑦ 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
⑧ 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
⑨ 振替投信の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
ホ 償還日
ヘ 償還日翌営業日
⑩ 振替投信の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの

(2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 3 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替有価証券の銘柄、数量及び金額
② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
③ 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量
④ 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第 1 号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
⑤ 振替先口座及び直近上位機関の名称
⑥ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
⑦ 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
⑧ 振替を行う日

(3) 前項第 1 号の数量・金額については、振替機関が定める最低数量・金額の整数倍（振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の 1 口の整数倍、振替一般債は各社債の金額の整数倍、振替投信の場合は投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が 1 口超の整数倍の場合は、その単位の整数倍）となるよう提示しなければなりません。

(4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 5 号の提示は必要ありません。また、同項第 6 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(5) 当社に振替有価証券の買取りの請求をされる場合、前各項の手続きを待たずに振替有価証券の振替の申請があったものとして取扱います。

(6) 第 2 項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第 5 号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

第10条 （他の口座管理機関との振替）

(1) 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の振替投信の振替先口座管理機関において、お客様から振替のお申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替のお申出を受け付けないことがあります。

(2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(3) 前項の場合、当社所定の事務手続料をいただくことがあります。

第11条 （担保の設定）

(1) お客様の振替有価証券について、担保を設定される場合は、振替機関が定めるところに従い、当社所定の手続きにより振替を行います。

(2) 振替投信について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第12条 （登録質権者となるべき旨のお申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

第13条 （担保株式等の取扱い）

(1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

(2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(3) お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

第14条 （担保設定者となるべき旨のお申出）

(1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(2) お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

第14条の2 （権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約）

(1) 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。

① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること

② 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること

③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること

④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと

⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること

⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること

⑦ 第 4 号及び第 5 号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、

お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

(2) 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
④ 支払を停止したとき
⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき
⑥ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

(3) 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

(4) お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

(5) お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

(6) 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合:第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)

(7) 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

第15条 (信託の受託者である場合の取扱い)

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

第16条 (振替先口座等の照会)

(1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(2) お客様が振替株式等の買入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(3) お客様が当社に対する振替株式等の買入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第17条 (分離適格振決国債に係る元利分離申請)

(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。

(2) 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額
② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

(3) 前項第 1 号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第18条 （分離元本振決国債等の元利統合申請）

(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。

(2) 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額
② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

(3) 前項第 1 号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第19条 （振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

第20条 （元利金、償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

(1) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元利金、償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(2) 振替一般債のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利金を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、上位機関の三菱 UFJ 銀行（以下「上位機関」といいます。）が当社に代わってこれを受け取り、当社が上位機関からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(3) 当社は、第 1 項及び 2 項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券（振替一般債においては、そのうち機構関与銘柄）の利金及び収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

第21条 （振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）

お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

第22条 （振替株式等の発行者である場合の取扱い）

(1) お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

(2) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第23条 （個別株主通知等の取扱い）

(1) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

(2) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

(3) 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第24条 （単元未満株式の買取請求等）

(1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(2) 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

(3) お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(4) お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。

(5) お客様は、第 1 項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

(6) 第 1 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第25条 （会社の組織再編等に係る手続き）

(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

第25条の2 （振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き）

(1) 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第25条の3 （振替受益権の併合等に係る手続き）

(1) 当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

第26条 （抹消申請の委任）

(1) 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。
但し、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(2) 振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、お客様の請求による解約、償還（分離利息振決国債にあっては利子の支払い）、繰上償還、定時償還又は振替投信における信託の併合が行なわれる場合には、当該振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第27条 （配当金等に関する取扱い）

(1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金又は分配金（以下「配当金等」といいます。）を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金等を受領する預金口座等の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

(2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

(3) お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
① お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
③ 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

④ お客様に代理して配当金等を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金等を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金等の受領割合等については、発行者による配当金等の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

⑤ 発行者が、お客様の受領すべき配当金等を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金等の支払債務が消滅すること。

⑥ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金等の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ 機構加入者

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

(4) 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

第27条の2 （振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等）

(1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

(2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

第27条の3 （振替受益権の信託財産の配当等の処理）

振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

第27条の4 （振替受益権の信託財産に係る議決権の行使）

振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

第27条の5 （振替受益権に係る議決権の行使等）

振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

第27条の6 （振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等）

振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

第27条の7 （振替受益権の証明書の請求等）

(1) お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を請求することができます。

(2) お客様は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

第28条 （総株主通知等に係る処理）

(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

(2) 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数

量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

(3) 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

(4) 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

第29条 （振替新株予約権等の行使請求等）

(1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(2) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(3) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(4) 前 3 項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

(5) お客様は、第 1 項、第 2 項又は第 3 項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

(6) お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

(7) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

(8) お客様は、当社に対し、第 1 項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(9) 前 8 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第30条 （振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

(2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第31条 （振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

(1) お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。

(2) お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第 5 項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

(3) 第 1 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

第32条 （振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求）

(1) お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第 277 条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

(2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

(3) 第 1 項の場合は、所定の料金をいただきます。

第33条 （機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意）

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第34条 （当社の連帯保証義務）

振替機関又は上位機関が振替法に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関又は上位機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分（振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元利金、償還金、解約金及び収益分配金並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

② 分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

③ その他、振替機関又は上位機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第35条 （機構において取り扱う振替有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

(1) 当社は、機構において取り扱う振替有価証券のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

(2) 当社は、当社における振替有価証券の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第36条 （機構非関与銘柄の振替の申請）

お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

第37条 （解約等）

(1) 総合取引約款第 15 条（取引の解約事由）の規定に該当したときは、この契約は解除されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりください。当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

(2) 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定いただいたうえで、契約を解約していただきます。

① お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合

② お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき

③ お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

(3) 前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当します

が、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(4) 当社は、前項の不足額を引取り日に、総合取引約款第 25 条(保護預り管理料)第 1 項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。この場合、同条第 2 項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

第38条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第39条 (個人情報の取扱い)

(1) お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

第40条 (社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

この約款における社債的受益権(機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。)の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 9 条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第 20 条	償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)	償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。)
	元利金	償還金及び配当
第 20 条、第 34 条及び第 36 条	利金	配当

第 4 章　特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款

第1条 (約款の趣旨)

(1) この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が当社において設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

(2) お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「約款・規定集」等当社の定めるところによるものとします。

第2条 (特定口座開設届出書等の提出)

(1) お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出又は提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

① 特定口座開設届出書

② 当社所定の本人確認書類

(2) お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下、「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。

なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

(3) お客様が、当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

第3条　（特定保管勘定における保管の委託等）

(1) 上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

(2) 上場株式等の信用取引等は、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定（当該口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

第4条　（所得金額等の計算）

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算を、租税特別措置法、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行います。

第5条　（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

(1) 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。

① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。）により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等で、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。）された上場株式等

③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）又は同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等

④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買い付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

⑤ 贈与・相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、当社の当該お客様の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。）することにより受入れる上場株式等

⑥ お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

⑦ お客様が、次に掲げる事由により取得した上場株式等で、特定口座内保管上場株式等を基因とし、保管の委託等、関係法令の定めにより特定保管勘定への受入れが認められているもの

イ　株式等の分割又は併合
ロ　株式等無償割当て
ハ　法人の合併
ニ　投資信託の併合
ホ　法人の分割
ヘ　株式分配
ト　株式交換等
チ　取得請求権付株式等の請求権の行使
リ　新株予約権等の行使
ヌ　上場株式等償還特約付社債（EB）償還で取得する株式
ル　有価証券オプション取引の権利行使で取得する株式

⑧ その他、租税特別措置法施行令及び関係法令等で定められた上場株式等

(2) 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

第6条　（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条　（源泉徴収）

(1) 当社は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、株式等の譲渡による所得に係る所得税及び地方税の源泉徴収を行います。

(2) 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の株式累積投資取引に係る共有株式に係る寄託株式について付与された新株予約権の売却代金その他譲渡後直ちに再投資に充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に定められた税率を乗じて計算した金額の再投資を行わないことがあります。

(3) 前項の規定は、外国証券に付与された新株予約権の売却処分に係る所得についても適用いたします。

(4) 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条　（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社はお客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条　（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第 5 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第 1 項②に規定するお客様の特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

第10条　（贈与・相続又は遺贈等による特定口座への受入）

当社は、第 5 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第 1 項⑤、⑥、⑧に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項までもしくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の 5 に定めるところにより行います。

第11条　（年間取引報告書等の送付）

当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。

ただし、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項の定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年 1 月 31 日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。なお、お客様からの請求がなく特定口座年間取引報告書をお客様に交付しない場合でも、所轄の税務署長には提出いたします。

第12条　（契約の解除）

(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

② お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

④ お客様が「約款・規定集」第 1 章総合取引約款第 15 条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき

(2) 前項④に該当する場合、法令等により必要な手続きについてはお客様に代わって当社が行う場合があります。

第13条　（特定口座を通じた取引）

お客様が特定口座を開設している場合、当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第14条　（特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第15条　（特定口座に係る事務）

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第 5 章　特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第 4 項第 1 号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条　（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

(1) 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

① 租税特別措置法第 3 条の 3 第 2 項に規定する国外公社債等の利子等（同条第 1 項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

② 租税特別措置法第 8 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第 3 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

③ 租税特別措置法第 9 条の 2 第 1 項に規定する国外株式の配当等で同条第 2 項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

④ 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(2) 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第3条　（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

(1) お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日の 5 営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

(2) お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日の 5 営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 3 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条　（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

第5条　（所得金額等の計算）

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 6 項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条　（契約の解除）

(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

① お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

④ お客様が総合取引約款第 15 条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき

(2) 前項④に該当する場合、法令等により必要な手続きについてはお客様に代わって当社が行う場合があります。

第 6 章　特定管理口座約款

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条　（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

第3条　（特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

第4条　(譲渡の方法)

(1) 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

(2) 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

(3) 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条　(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条　(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る 1 株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条　(契約の解除)

(1) 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

① お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合

② お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

④ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

⑤ お客様が総合取引約款第 15 条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき

(2) 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第 7 章　外国証券取引口座約款

第 1 節　総 則

第1条　(約款の趣旨)

(1) この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

(2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条　(外国証券取引口座による処理)

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」(以下「本口座」といいます。)により処理します。

第3条　(遵守すべき事項)

お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所(以下「当該取引所」といいます。)、日本証券業協会及び決済会社(株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(預

託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第２節　外国証券の国内委託取引

第4条　（外国証券の混合寄託等）

(1) お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

(2) 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

(3) 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

(4) お客様は、第１項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2（寄託証券に係る共有権等）

(1) 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。

(2) 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条　（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付）

(1) お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。

(2) お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条　（上場廃止の場合の措置）

(1) 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

(2) 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から交付等の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

第7条　（配当等の処理）

(1) 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

① 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。

② 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取り扱います。

イ．寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源

泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1 株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては 1 口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては 1 証券)、カバードワラントにあっては 1 カバードワラント、外国株預託証券にあっては 1 証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとします。ただし、1 株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

③ 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

④ 第 2 号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(2) お客様は、前項第 1 号に定める配当金、同項第 2 号イ及びロに定める売却代金並びに同項第 3 号に定める金銭(以下「配当金等」といいます。)の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

(3) 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)。

(4) 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第 1 項第 1 号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

(5) 第 1 項各号に規定する配当等の支払手続きにおいて、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

(6) 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

(7) 決済会社は、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。

第8条　(新株予約権等その他の権利の処理)

寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

① 新株予約権等が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。

イ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
お客様が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

ロ. 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引受け、当社を通じて本口座に振込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えない

ものとします。

② 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込みます。ただし、1 株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

③ 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振込むものとし、1 株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

④ 前 3 号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

⑤ 第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理するものとし、同条第 8 項の規定はその支払いについて準用します。

⑥ 第 1 号の払込代金及び第 3 号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

第9条 （払込代金等の未払い時の措置）

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

第10条 （議決権の行使）

(1) 寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

(2) 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

(3) 第 1 項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

(4) 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第10条の2 （外国株預託証券に係る議決権の行使）

(1) 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

(2) 前条第 2 項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

(3) 第 1 項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

(4) 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

第11条 （株主総会の書類等の送付等）

(1) 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券

にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届出た住所あてに送付します。

(2) 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第３節　外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

第13条（注文の執行及び処理）

お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

① 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

② 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

③ 国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

④ 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面等を送付します。

第14条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

① 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

② 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して３営業日目とします。

第15条（外国証券の保管、権利及び名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

① 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。

② 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

③ お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

④ 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

⑤ 第３号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

⑥ お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

⑦ お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。

⑧ お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は交付等を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が交付等されない外国証券の国内における交付等は請求しないものとします。

⑨ お客様は、前号の保管替え及び交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

⑩ お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

第17条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

① 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が

当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

② 外国証券に関し、新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

③ 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。

④ 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。

⑤ 外国証券に関し、前 4 号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。

⑥ 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

⑦ 第 1 号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条 （諸通知）

(1) 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。

① 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

② 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

③ 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

(2) 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 （発行者からの諸通知等）

(1) 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間（海外CD及び海外CPについては 1 年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。

(2) 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

第20条 （諸料金等）

(1) 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

① 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。

② 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。

(2) お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

第21条 （外貨の受払い等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 （金銭の授受）

(1) 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

(2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 4 節　雑 則

第23条 （取引残高報告書の交付）

(1) お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

(2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

(3) 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

第24条 （届出事項）

お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

第25条 （届出事項の変更届出）

お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

第26条 （届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条 （通知の効力）

お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

第28条 （口座管理料）

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条 （契約の解除）

(1) 総合取引約款第 15 条（取引の解約事由）の規定に該当したときは、この契約は解除されます。

(2) 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条 （免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

③ 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条 （準拠法及び合意管轄）

(1) 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

(2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条 （個人データの第三者提供に関する同意）

(1) お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

① 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合　当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

② 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合　当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

③ 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合　当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関

④ 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、金融商品取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合　当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所

在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

附則（2025年10月1日）

(1) 第 7 条第 8 項（第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。）の改正は、令和 12 年 10 月 1 日より施行します。

(2) 改正後の第 7 条第 8 項（第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用します。

第 8 章　累積投資取引約款

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、お客様と当社との投資信託の受益権の累積投資に関する取決めです。当社は、本約款の規定に従って投資信託の受益権の累積投資の委任に関する契約（以下本章において「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条　（累積投資の銘柄）

投資信託の受益権の累積投資の銘柄は次のとおりとなります。

① 公社債投資信託

② 野村 MRF（マネー・リザーブ・ファンド以下、MRF という。）

第3条　（累積投資の種類および申込み）

(1) お客様は、買付を希望する投資信託の受益権の種類に応じて、当該投資信託の「目論見書」に記載する累積投資銘柄ごとに、総合取引約款に定める方法により申込むものとします。

(2) 既に累積投資銘柄において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第 1 回目の払込みをもって当該累積投資銘柄の契約の申込みが行われたものとします。

第4条　（金銭の払込み）

(1) お客様は、投資信託の受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます）を当該投資信託の「目論見書」に記載する銘柄ごとに払込むことができます。ただし、お客様が保護預りにかかる有価証券の利金・収益分配金及び償還金を累積投資口へ入金する取引をご利用になる場合を除いて、第 1 回目の払込金はこれを各累積投資銘柄申込みのときに払込むものとします。

(2) 上記(1)の払込金は、当該投資信託の「目論見書」に記載する金額を下らない額とします。

第5条　（買付方法・時期および価額）

(1) 当社は、各累積投資銘柄にかかる当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により、遅滞なく当該投資信託の受益権の買付を行います。

(2) 上記(1)の買付価額は、当該投資信託の「目論見書」に記載する価額とし所定の手数料等を加えた額といたします。

(3) 買付けられた投資信託の受益権の所有権およびその果実又は元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

第6条　（投資信託の受益権の保管）

(1) この契約によって買付けられた投資信託の受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託の受益権と混合して保管いたします。

(2) お客様は、その指定する投資信託の受益権と同一種類の投資信託の受益権に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託の受益権として当社に寄託することができます。

(3) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。

(4) 当社は、この契約による投資信託の受益権については、その保管に際し、当社で保管することに代えて、当社名義で信託銀行に保管することがあります。

(5) 上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託の受益権については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

① 寄託された投資信託の受益権と同銘柄の投資信託の受益権に対し、寄託された投資信託の受益権の額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

② 新たに投資信託の受益権を寄託するとき又は寄託された投資信託の受益権を返還するときは、その投資信託の受益権の寄託又は返還については、同銘柄の投資信託の受益権を寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

(6) 当社は、当該保管にかかる投資信託の受益権の保管料を申受けることがあります。

第7条　（果実等の再投資）

累積投資にかかる投資信託の受益権の収益分配金および償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該銘柄の預り口に繰入れてお預りし、第 5 条に準じた買付を行います。なお、各累積投資銘柄にかかる当該買付は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものといたします。

第8条　（投資信託の受益権又は金銭の返還）

(1) 当社は、この契約に基づく投資信託の受益権又は金銭についてはお客様からその返還を請求されたときに返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。

(2) 上記(1)の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は当該請求にかかる投資信託の受益権又は金銭を届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、取引店においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。なお、各累積投資銘柄にかかる当該返還は、当該投資信託の「目論見書」に記載する方法により行うものといたします。

第9条　（キャッシング（即日引出））

(1) お客様は、前条の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

① 当社は、MRF の残高に基づき計算した返還可能金額又は 200 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MRF を担保に金銭を貸出す事ができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。
返還可能金額=返還請求日のお客様の所有口数×返還請求日前日の基準価額

② 前号のキャッシング貸出日に、当社は、キャッシングの貸出しによる金銭に相応する MRF について、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の解約請求手続きを行います。

③ 前号の解約請求手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、キャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に、貸出金利として当社がもらいうけます。
貸出金利=（解約される受益権に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実）（A）－源泉税相当額｛（A）×（所得税率＋住民税率）｝（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります）

④ 当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額（1 口＝1 円）を下回ったときは、第 2 号の解約請求手続きに基づく金銭とキャッシングの貸出しによる金銭との差額を加えて、前号の貸出金利をお客様に請求できるものとします。

(2) 前項の申込およびキャッシング代金の支払いは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押捺された所定の受領書と引換えに取引店においてお客様に金銭をお引渡しいたします。

第10条　（解　約）

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

① お客様から解約のお申し出があったとき

② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき

③ 当該投資信託受益権が償還されたとき

(2) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の投資信託の受益権および当該累積投資銘柄の残高を取引店においてお客様に返還いたします。ただし、投資信託の受益権については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。

(3) この解約の手続きは、第 8 条(2)に準じて行います。

第11条　（その他）

(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 総合取引約款の第 7 節雑則第 26 条（免責事項）の規定は、本章においてこれを準用いたします。

第 9 章　国内外貨建債券取引約款

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。）をいいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。

第2条　（受渡期日）

受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とします。

第3条　（国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

① 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

② 国内外貨建債券に関し新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
③ 転換権付社債の転換権利行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
④ 国内外貨建債券に関し、第 1 号及び第 2 号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号規定に準じて処理します。
⑤ 債権者集会における議決権の行使又は異議申し立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申し立てを行いません。

第4条 （諸料金等）
お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条 （外貨の受払い等）
国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第6条 （金銭の授受）
(1) 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当社が、あらかじめ定めるレートによります。
(2) 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 3 条①から④までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第7条 （諸報告書等）
当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あて交付する諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取扱うことができるものとします。

第8条 （免責事項）
次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。
① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第 10 章 ＭＲＦ自動スイープ投資約款

第1条 （約款の趣旨）
この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）と当社との間の MRF の自動取得・自動換金（以下「MRF自動スイープ」といいます。）に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

第2条 （MRF自動スイープの利用）
お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ申込、当社が承諾した場合にMRF自動スイープを利用できます。

第3条 （野村MRFの口座設定）
お客様は、証券総合サービス口座申込時に野村MRF口座を設定していただくものとします。

第4条 （ご入金・ご出金・野村MRFの自動スイープ）
(1) ご入金の取扱い
① お客様が、金銭を当社に払込む場合、特にお客様より申し出がない限り、野村MRFの取得申込があったものとして取扱います。
② なお、お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午までに当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては、特にお客様より申し出がない限り、野村MRFの取得申込があったものとして取扱います。
③ 上記①にかかわらず、お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払込み、当該買付代金等の払込期日の前営業日正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できた場合は、その差額分についてのみ、特にお客様より申し出がない限り、野村MRFの取得申込があったものとして取扱います。
④ 上記①、②および③の場合、正午までに当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の当日に、正午を過ぎて当社が当該払込金の受入れを確認できたものについては払込日の翌営業日に、野村MRFをお客様に代わって取得します。
(2) ご出金の取扱い
お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合、有価証券その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の取引等によるお預り金（以下「お預り金」といいます。）を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行った場合、その差額分について当日受取りを希望する場合は当社所定のキャッシング利用申込書による野村MRFのキャッシング（即日引出）のお申込みがあったものとして取扱い、翌営業日の受取りを希望する場合、野村MRFの換金の申込みがあったものとして取扱います。
(3) 有価証券等の取引による野村 MRF の自動スイープの取扱い
① 野村 MRF の自動取得
お預り金については、特にお客様より申し出がない限り、野村 MRF の取得お申込みがあったものとして取扱い、当社は支払開始日に野村 MRF をお客様に代わって取得します。

② 野村 MRF の自動換金
有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込が必要となる場合は、払込期日の前営業日に、野村 MRF の換金の申込みがあったものとして取扱い、当社が払込期日の前営業日に野村 MRF の換金を行います。なお、野村 MRF の証券残高が当該金銭に満たない場合は、野村 MRF の証券残高を全て換金するものとします。(ただし、再投資前の分配金は除きます。)

(4) お客様の取引状況等によっては、上記(1)(2)(3)の定めと異なる取扱いをする場合があります。

第5条 (MRF自動スイープの内容等の変更)

当社は、お客様に通知することなく、MRF 自動スイープの内容を変更することがあります。

第6条 (解 約)

(1) MRF 自動スイープは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
① お客様から MRF 自動スイープの解約の申し出があった場合
② 野村 MRF 自動けいぞく(累積)投資契約が解約された場合
③ やむを得ない事由により、当社が MRF 自動スイープの解約を申し出た場合

(2) MRF 自動スイープを解約した場合は、野村 MRF 口座ならびに本約款第 4 条に定める取扱いを全て解約するものとします。

第7条 (免責事項)

当社は、次の事由により生じた損害については、その責を負いません。
① 天災地変その他不可抗力と認められる事由により本約款に定める取扱いが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。

第8条 (申込事項等の変更)

MRF 自動スイープの利用にかかる申込書等の記載事項に変更がある場合は、当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出るものといたします。

第9条 (総合取引約款等の適用)

本約款に定めがないときには、「野村 MRF 目論見書」「総合取引約款」「保護預り約款」「外国証券取引口座約款」等によるものとします。

第 11 章 株式累積投資約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を取次先として上場株式および上場投資信託等の中から、野村證券が選定した銘柄の中から、お客様がご指定になった銘柄を継続的に買付ける累積投資に関する取り決めです。

お客様は、この約款を承認し、当社との間に株式累積投資に関する契約(以下「この契約」といいます。)を締結します。

お客様は、この契約内容を十分に把握し、お客様の判断と責任において株式累積投資を行うものとします。

第2条 (契約の申込)

(1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名・捺印し、これを当社の本・支店(以下「扱店」といいます。)に提出することによって申込み、かつ、当社がこれを承諾した場合に限り、株式累積投資取引の契約が締結されるものとします。

(2) この契約が締結されたときは、当社は、直ちに株式累積投資口座(以下「口座」といいます。)を開設します。

第3条 (銘柄および定期払込金等の指定)

(1) 株式累積投資の対象となる銘柄は、上場株式および上場投資信託等の中から野村證券が選定する銘柄(以下「株式累投適格銘柄」といいます。)とします。

(2) 株式累積投資に係る契約を締結したお客様は、当社の定める方法で株式累積投資に係る指定銘柄(以下「株式累投指定銘柄」といいます。)、銘柄ごとの定期払込金の額および定期払込金の払込方法を指定した上、毎月、その合計額を指定した払込方法で払込むものとします。

(3) 株式累投指定銘柄ならびに、定期払込金の額および払込方法は、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも変更することができます。

(4) 株式累投指定銘柄の数の上限は野村證券が定めるものとし、指定銘柄ごとの定期払込金の額は、1 万円以上 200 万円未満で 1 千円の整数倍である金額とします。

第4条 (払込みの休止)

(1) 定期払込金の払込みは、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも休止することができます。

(2) 前項によって休止した払込みは、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも再開することができます。

第5条 (売買の形態)

(1) 株式累積投資に係る買付および、お客様が株式累積投資によって取得する証券(本章 9 条によって取得するものを含みます。以下「累投株」といいます。)の売付は、野村證券を相手方として行うものとします。ただし、野村ホールディングス株式の売買は、野村證券の指定する金融商品取引業者(以下、本章において「指定金融商品取引業者」といいます。)をお客様の相手方とします。

(2) 株式累積投資に係る買付は、当該銘柄を株式累投指定銘柄とする他のお客様と共同で行うものとします。

(3) (1)にかかわらず、株式累積投資における野村ホールディングス株式の買付は、指定金融商品取引

業者が東京証券取引所で行うことがあります。
(4) 前項による買付に際し、その買付に充てるべき株式累投払込金の総額と当該銘柄の売買単位に応じた買付代金が一致しないときは、指定金融商品取引業者が最小限の払込を行って一致を確保するものとし、その限度でお客様と共同した買付を行います。
(5) 株式累積投資に係る買付および累投株の売付に際しては、野村證券の定める率による手数料等を申し受けます。
(6) 前項の手数料等は、買付に際しては払込金から申し受け、売付に際しては原則として約定代金から申し受けます。

第6条 （売買の注文）

(1) 株式累積投資に係る買付の注文を発する日（以下「買付注文日」といいます。）は、金銭の受入日がその月の 1 日から 16 日までに含まれる場合は、原則としてその月の 16 日の翌々営業日とし、金銭の受入日がその月の 17 日から末日までに含まれる場合は、原則としてその月の末日の翌々営業日とします。
(2) 定期払込金の払込時期に実際に払込まれた金額が、お客様があらかじめ定めた定期払込金の額（株式累投指定銘柄が複数ある場合は定期払込金の総額）に達しないときは、その払込に係る買付は行いません。
(3) 累投株の売付の注文を発する日は、売付の申込みをいただいた日の翌営業日とします。
ただし、当該申込みは、その累投株の買付が成立する日以前には行えません。
(4) 前各項にかかわらず、指定金融商品取引所による売買規制その他の事由によって発注ができない場合は、注文の区分に応じ、当該各号に定める取扱いを行います。
① 買付の注文
その事由がなくなるまで発注を延期します。
② 売付の注文
売付の申込みが取消されたものとして取扱います。
(5) 1 銘柄の累投株の一部を売付けるときは、数量を整数（売買単位が 1 株又は 1 口である場合は 0.01 の整数倍）とするものとします。

第7条 （売買の時期および価額）

(1) 株式累積投資に係る買付約定は、買付注文日以降、当該銘柄の売買が指定金融商品取引所で最初に成立した日に、指定金融商品取引所における当日の始値で成立するものとします。
(2) 前項にかかわらず、本章 5 条(3)による買付を行う場合は、買付注文日以降できる限り早期に買付が成立するよう、成行注文を行います。
(3) 前項の場合において、野村ホールディングス株式の株価下落等により、注文がすべて成立しても、その時期に当該銘柄の買付に充てるべき株式累投払込金が残存する場合は、その残存分について買付の注文を遅滞なく発します。
(4) 同一銘柄の同一の買付注文日に係る買付の単価が複数となった場合は、その加重平均値を、お客様の当該買付に係る単価とします。
(5) 累投株の売付の約定は、その注文を発する日に、指定金融商品取引所における当日の始値で成立するものとします。
(6) 前項にかかわらず、売付の注文を発した日に指定金融商品取引所で当該銘柄の売買が成立しなかった場合は、その注文は不成立に終わります。
(7) 株式累積投資に係る買付および累投株の売付の受渡日は、その売買が成立した日に当該銘柄を指定金融商品取引所で売買した場合の受渡日とします。

第8条 （持分）

(1) 累投株の管理については、本章の定めるところによります。
(2) 前項にかかわらず、お客様の累投株の持分が野村證券の定める日において売買単位に達しているときは、売買単位の整数倍のものと売買単位未満のものに区分し、以後、前者は累投株ではないものとして、本章の適用を受けないものとします。
(3) お客様の累投株の持分は、小数点以下第 7 位を切上げて確定させます。
(4) 累投株について発行会社等へ通知する株主等の名称は、「野村證券株式会社株式累積投資共同買付口」とします。
(5) 累投株に係る議決権その他の共益権は野村證券が行使するものとします。
ただし、累投株が野村ホールディングス株式である場合、共益権は行使されません。
(6) お客様は、累投株に係る議決権その他の共益権の行使について、何らの指示も与えることはできません。
(7) 累投株については、次の事項を行うことはできません。
① 発行会社に対する買取請求又は買増請求
② 株式累積投資口座以外の口座への振替
③ 譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分（本章の規定に従って行う譲渡を除きます）
④ 券面を交付すべき旨の請求

第9条 （権利処理）

(1) 累投株に係る配当金、権利交付金および収益分配金等の金銭は、野村證券が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、お客様へのお支払を行います。
(2) 累投株の分割等で生ずる証券（その累投株と同種のものに限ります）は、野村證券が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、株式累積投資口座に繰入れます。

(3) 累投株について新株予約権等（当該累投株の割当を受け、又はこれを引受ける権利を含みます。以下、本章において同じ）が付与される場合は、指定金融商品取引所が定める権利落ち日等の日に、次の算式で算出された価額で換金します。

$$\text{旧株式の権利付株数} \times \left(\text{権利付売買最終日の旧株式終値} - \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{(1 + \text{新株式割当率})} \right)$$

(4) 前項の換金は野村證券が買取る方法で行います。ただし、当該新株予約権等が野村ホールディングス株式に係るものであるときは、指定金融商品取引業者が買取り、代金を野村證券が受取る方法で行います。

(5) 前2項による換価代金については、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、諸経費等を差引いた上で、権利付売買最終日に指定金融商品取引所で当該累投株と同種の証券を売買した場合の受渡日の翌営業日に、お客様へのお支払を行います。

(6) 累投株について株主優待物等が交付される場合は、野村證券が受取って遅滞なく換金の上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、お客様へのお支払を行います。

(7) 累投株について外国証券が交付される場合は、野村證券が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、管理の委託を受けたものとして、外国証券取引口座約款に従って取扱います。

(8) 累投株について前各項に規定のない権利等が付与される場合は、原則として換金の上、代金について、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、お客様へのお支払を行います。

(9) 前各項によってお支払いする金銭の額は、円位未満を切捨てて確定させます。

(10) 前各項によって金銭のお客様へのお支払を行う際に、お客様がその権利付与に係る銘柄を株式累積投資指定銘柄としているときは、その金銭は株式累積投資口座に繰入れ、本章6条の方法によるその銘柄の買付に充てます。

(11) 累投株に係る株主割当有償増資等については、引受を求めることはできません。

第10条 （累投口座管理料）

(1) 当社は、お客様がこの契約に基づき口座を設定したときは、その設定時および口座設定後1年を経過するごとに当社所定の累投口座管理料をいただきます。
ただし、口座設定時から1年の期間の計算は、口座を設定し、第1回目の払込金の払込みがあった翌月から計算します。

(2) 当社は、当社が定める場合、累投口座管理料を無料とすることがあります。

(3) 当社は、上記(1)の場合、配当金、権利交付金、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、累投口座管理料のお支払いがないときは、お客様の持分の返還および売却換金のご請求には応じないことがあります。

(4) 上記(1)の料金の計算期間の中途で契約を解除された場合は、上記(1)の料金はお返ししません。ただし、本章第 12 条(1)②又は③により、上記(1)の料金の計算期間の中途で契約を解除する場合は、(1)の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額をお返しします。

第11条 （株式累投適格銘柄からの除外）

(1) 株式累投適格銘柄について次のいずれかの事情が生じた場合は、野村證券はその銘柄を株式累投適格銘柄から除外することができます。
① 発行会社が法律の規定による会社の更生、再生、破産もしくは清算をすることとなり、又は営業活動を停止した場合
② 上場廃止となった場合
③ その銘柄の買付を行う株式累積投資口座の数が野村證券の定める数以下となったまま、1 年を経過した場合
④ 一定期間、指定金融商品取引所で売買が成立しなかった場合
⑤ 前各号に掲げる場合を除き、野村證券が除外を行うべきものと認める事情を生じた場合

(2) お客様の株式累投指定銘柄を株式累投適格銘柄から除外する場合は、遅滞なく通知します。

(3) お客様の株式累投指定銘柄が株式累投適格銘柄から除外された場合において、お客様の口座に株式累投払込金があるときは遅滞なくお客様へのお支払を行い、累投株（ただし、野村ホールディングス株式を除きます）があるときは、遅滞なく換金の上、お客様へのお支払を行います。

(4) 前項の換金は本章5条および7条(7)の定めに準じて行うものとし、次の区分に応じて当該各号に定める単価で行うものとします。
① 指定金融商品取引所での売買が行われている場合　本章7条(5)の定めに準じるものとします。
② 指定金融商品取引所における売買最終日を経過している場合　指定金融商品取引所における売買最終日の終値等、野村證券が公正と認める価格によるものとします。

第12条 （解約事由）

(1) 総合取引約款第15条によるほか、お客様が次のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。
① 1 年を超えて払込金が払込まれなかった場合。（本章第 4 条による休止がなされているときを除きます）
② お客様の株式累投指定銘柄が本章第 11 条により、株式累投適格銘柄から除外された場合で、

当該お客様が当該株式累投指定銘柄以外の銘柄を指定しなかったとき
③ お客様から所定の累投口座管理料が支払われず、当社から相当の期間を定めて通知したにもかかわらず、支払われなかったとき。
④ 野村證券が株式等の累積投資業務を営むことができなくなったとき。

(2) お客様の株式累積投資口座に残高がある状態で株式累積投資に係る契約が解約された場合の取扱いについては、本章 11 条(3)および(4)を準用します。

第13条 （取引および残高の通知）

当社は、株式累積投資取引に係る取引明細および残高明細の通知を次のとおり行うものとします。

(1) 買付等の取引明細
株式累積投資取引の明細については、3 ヶ月に 1 回以上、期間中の銘柄ごとの買付内容の明細等を取引残高報告書により通知します。
ただし、お客様から特にお申し出があった場合は、買付の都度通知します。なお、取引残高報告書には、当該期間中の売却内容の明細についても記載するものとします。

(2) 売却の明細
株式累積投資取引の売却の明細については、約定成立後、遅滞なくお客様に取引報告書（契約締結時等交付書面）をお渡しします。

(3) 金銭および持分の残高
株式累積投資口座における金銭および株式等の残高について、取引残高報告書に記載して通知します。ただし、本条(1)に掲げる取引がない場合は、取引残高報告書による通知の頻度を 1 年に 1 回以上とすることがあります。

第 12 章　外貨建ＭＭＦ累積投資約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客様と当社との間の外貨建マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「外貨建MMF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従って外貨建MMFの累積投資の委任に関する契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

第2条 （契約の申込み）

(1) お客様は、買付を希望する外貨建MMFの「目論見書」に記載する方法により申込むものとします。
① グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの発行する「ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト」（以下「野村外貨建MMF」といいます。）
サブファンド　：　「U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド」
② SMBC 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの発行する「ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド」（以下「日興外貨建MMF」といいます。）
サブファンド　：　「USドル・ポートフォリオ」
③ インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッドの発行する「マルチ・ストラテジーズ・ファンド」
サブファンド　：　「トルコリラ・マネー・マーケット・ファンド」

(2) 上記(1)の申込みは、お客様が所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名・捺印し、これを当社の本・支店（以下「扱店」といいます。）に提出することによって行うものとし、当社が承諾した場合に限り累積投資契約が締結されるものとします。

(3) 契約が締結されたときは、当社はただちに外貨建MMF累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設定します。

(4) 外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定が必要となります。

第3条 （取引日等）

この約款において、営業日とは、国内金融商品取引所の休業日以外の日をいうものとします。
また取引日とは、営業日のうち、「野村外貨建MMF」については、ルクセンブルグ、ロンドン、ニューヨーク及び日本の銀行並びにニューヨーク証券取引所のすべてが営業している日（ただし 12 月 24 日を除きます）をいうものとします。また「日興外貨建MMF」のうち US ドル・ポートフォリオについては、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルグ及び日本の銀行が営業している日をいうものとします。さらに、トルコリラ・マネー・マーケット・ファンドについては、ニューヨーク、東京、イスタンブール、ロンドン、ダブリン及びマルタのそれぞれにおいて、銀行が全日営業をしている日（土曜日、日曜日又は公休日を除きます）又は管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいうものとします。

第4条 （金銭の払込み）

お客様は、外貨建MMFの取得にあてるため、当該投資信託の「目論見書」に記載する金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を原則として円貨相当額で口座に払い込むことができます。

第5条 （取得の申込、時期および価額）

(1) お客様は、外貨建MMFの取得を申込む場合、申込金額を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとします。

(2) 当社は、お客様からの取得の申込みが取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定の外貨建MMFをお客様に代わって取得します。また、お客様から取引日以外の日に取得の申込があった場合、その翌取引日に当該申込があったものとして取扱います。

(3) 当社は、上記(2)の申込があった場合、申込があった日の翌取引日までに払込金を受入れます。

(4) 上記(2)の取得価額は、申込日の基準価額（又は純資産価格。以下同じ）とします。
(5) 上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、当社は、申込日の 1 口当たりの基準価額が当初設定時の 1 口当たりの基準価額を下回った場合には、当該外貨建MMFの取得の申込みに応じないものとします。
(6) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、買付の申込が中止され、また既に行われた買付のお申込みの受付が取消されることがあります。
(7) 取得された外貨建MMFの所有権並びにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第6条 （保 管）

(1) この契約によって買付けられた外貨建MMFは、同一種類の外国投資信託の受益証券と混合して保管いたします。
(2) 当社は、この契約による「野村外貨建MMF」の保管については、ルクセンブルグに本店を有する保管受託銀行であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーにおいて当社名義で保管いたします。また、「日興外貨建MMF」の保管については、ルクセンブルグに本店を有する保管受託銀行である SMBC 日興ルクセンブルグ銀行株式会社において当社名義で保管いたします。さらに、トルコリラ・マネー・マーケット・ファンドの補完については、イギリスに本店を有する保管受託銀行であるスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドにおいて、当社名義で保管いたします。
(3) 上記(1)、(2)の規定により混合して保管する外貨建MMFについては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
① 寄託された外貨建MMFの額に応じて共有権を取得すること。
② 新たに外貨建MMFを寄託するとき又は寄託された外貨建MMFを返還するときは、その外貨建MMFの寄託又は返還については、外貨建MMFを寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

第7条 （果実等の再投資）

当該累積投資にかかる外貨建MMFの果実等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、これを当該累積投資口に繰入れてお預りし、第 5 条に準じた取得を行います。

第8条 （返 還）

(1) お客様は、外貨建MMF又は果実の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる外貨建MMFについては、返還の請求が取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に原則として円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還に代えるものといたします。なお、果実の返還は、所定国内源泉税を控除後、上記に準じてお支払いします。
(2) 上記(1)の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社はお届出印の押捺された所定の証書等と引換えに扱店においてお客様に返還いたします。

第9条 （解 約）

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
① お客様から解約の申出があったとき
② 当社が外貨建MMFに関する累積投資業務を営むことができなくなったとき
③ 外貨建MMFが償還されたとき
④ やむを得ない事情により、当社が解約を申し出たとき
(2) この契約が解約されたときは、当社は、遅滞なく保管中の外貨建MMF及び果実を第 8 条に準じてお客様に返還いたします。

第10条 （取引および残高の通知）

(1) 当社は、お客様の外貨建MMFの売買に関する報告は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定に基づき、約定成立後、遅滞なく契約締結時等交付書面を作成し、お客様にお送りいたします。
(2) 当社は、第 5 条（取得の申込、時期および価額）、第 7 条（果実等の再投資）に基づく取引の明細については、3 ヵ月に 1 回以上、期間中の買付明細、取得合計口数等を記載した書面（以下「取引残高報告書」といいます。）により通知します。ただし、申込者から特に申し出があった場合は、買付の都度通知します。なお、取引残高報告書には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。
(3) 取引残高報告書をお渡しした後、15 日以内にご連絡がなかったときには、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。

第11条 （申込事項等の変更）

(1) 改名、転居並びにお届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の用紙によって、遅滞なく当社に届出ていただきます。
(2) 上記(1)のお届出があったとき当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認められる書類等を提出していただくことがあります。

第12条 （免責事項）

当社は、次の事由により生じた損害については、その責を負いません。
① 当社が、当社所定の証書等に押捺された印影とお届出印とを相当の注意をもって照合し、相違

ないものと認めて外貨建MMFもしくは果実を返還した場合
② 所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、又は印影がお届出印と相違するために本契約に基づく外貨建MMFもしくは果実を返還しなかった場合
③ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖などの不可抗力と認められる事由により売買の執行、金銭の授受又は有価証券の寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
④ 電信又は郵便の誤謬、遅延などの当社の責に帰すことができない事由により生じた損害

第13条 （総合取引約款等の適用）

この約款に定めがないときには、当該投資信託の「目論見書」「外国証券取引口座約款」「総合取引約款」等によるものとします。

第 13 章　投信るいとう自動積立取扱約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客様と、当社との間の、追加型投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（名称、「投信るいとう自動積立」、以下、「本サービス」といいます。）に関する取決めです。お客様は本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条 （買付銘柄の選定）

(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）の自動けいぞく投資コースとします。
(2) お客様は、選定銘柄の中から 1 以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。（指定された銘柄を以下、「指定銘柄」といいます。）

第3条 （払込方法の指定）

お客様は、当社があらかじめ指定した、総合取引口座（野村 MRF からの自動換金を含む。）から買付の払込を行うものとします。

第4条 （申込み方法）

お客様は次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。
① 事前、又は同時に「証券総合サービス申込書」によりお客様が当社の総合取引口座を開設済みであること。
② お客様が当社所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名のうえ、当社へ提出し当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。

第5条 （申込内容の変更）

お客様は所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の中止および申込内容の変更を行うことができます。

第6条 （金銭の払込み）

(1) お客様は指定銘柄の買付にあてるため、毎月 1 銘柄につき 1 回当たりあらかじめお客様が申出いただいた一定額の金銭（以下、「払込金」といいます。）を、お客様が 2 以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を総合取引口座（野村 MRF からの自動換金を含む。）からの引落としをもって行い、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資コースにより振替るものとします。
(2) 1 銘柄当たりの払込金の額は、1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。

第7条 （買付の方法）

当社は、お客様の指定銘柄の払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。

第8条 （買付時期および価額）

(1) 当社は、お客様からの払込金の受入れをもって、原則として毎月 10 日（休業日の場合はその翌営業日）に指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取扱います。
(2) 前項の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。なお、この場合所定の手数料及び消費税がかかります。
(3) 第 8 条(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

第9条 （返還および果実の再投資）

返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとします。ただし、投資信託については、お客様の振替決済口座へお振替いたします。

第10条 （取引および残高の通知）

当社は、本サービスにもとづくお客様への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行うものとします。
① 取引の明細
当社は、上記第 7 条および第 8 条にもとづく取引の明細については、3 ヶ月に 1 回以上「取引残高報告書」により通知します。
② 金銭および残高明細
当社は、指定銘柄の取引明細、買付預り金および残高については、3 ヶ月に 1 回以上「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。ただし、①の該当取引がない場合は、別途、1 年に 1 回以上、お客様に通知することがあります。

第11条 （選定銘柄の除外）

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
② 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
③ その他当社が必要と認める場合

第12条 （解 約）

本サービスは総合取引約款第15条によるほか、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合
② 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
③ 当社が本サービスの解約を申出た場合
④ 第 13 条(3)に定めるこの約款の改定にお客様が同意しないとき

第13条 （その他）

(1) 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
(2) 第 10 条の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
(3) この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。
(4) 本約款に別段の定めがないときには、約款・規定集および第 2 条に定める選定銘柄の「目論見書」の記載等に従うものとします。

第 14 章　電子交付サービス利用規約

「電子交付サービス」とは、金融商品取引業者からお客様への交付が法令等により義務付けられている契約締結時等交付書面（取引報告書）等を「郵送による書面交付」に代えて、ウェブサイト上において電子書面で交付し閲覧できるサービスです。
当社におきましては、「取引報告書」・「取引残高報告書」・「各種ご案内」・「目論見書等」および「契約締結前交付書面」・「上場有価証券等の重要事項の説明」を PDF ファイルで電子交付しております。
「電子交付サービス」をご利用いただく際は、以下の事項をご理解、ご承諾いただく必要があります。

【ご利用方法】

1.「電子交付サービス」の利用申込み
電子交付サービスのみで申し込むことはできません。必ず「オンライントレード」のお申し込みが必要となります。

2.「電子交付サービス」の閲覧
部店コード、口座番号、ログインパスワードを使用し、オンライントレード画面上にログインしていただくことにより、閲覧が可能となります。

3.「電子交付サービス」の方式
「電子交付サービス」をご利用いただくには、PDF ファイル閲覧用ソフトとブラウザソフトが必要となります。（「電子交付サービス」で利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当社のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当社が任意に定めることができるものとします。）

【サービス内容】

4.「電子交付サービス」の書面の種類
電子交付サービスの利用ができる対象書面は、次の書面とします。
(1) 取引報告書
(2) 取引残高報告書
(3) 各種ご案内
(4) 目論見書等
・ 目論見書
・ 目論見書補完書面
(5) その他
・ 契約締結前交付書面
・ 上場有価証券等の重要事項の説明書

5.電子交付期間中の取扱い
当社は、電子交付サービスのお取扱い期間中は、対象書面のすべてを電子書面で交付します。一部を郵送による書面交付とすることはできません。書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。

6.電子交付のご連絡
電子交付を行った際は、ご登録いただいたEメールアドレスに、交付の旨を通知いたします。

7.電子書面の閲覧可能期間

お客様は、「電子交付サービス」を利用して閲覧した電子書面について、閲覧可能となった日から5年間閲覧することができます。

8.閲覧可能時間等

「電子交付サービス」の閲覧可能時間は原則、午前6時から翌日2時までです。ただし、システムメンテナンス時間等ご利用いただけない時間がございます。システムメンテナンス時間等につきましては、当社ホームページに事前に掲載いたします。

9.通知等の遅延・停止

(1) 電子交付を行った際のEメールによる通知は、到着が遅れる場合があります。

(2) コンピューターの障害等止むを得ない事態が発生した場合、当社はお客様へ通知することなく、「電子交付サービス」を停止する場合があります。

10.郵送による書面交付

法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した場合には、郵送による書面交付を行う場合があります。

11.「電子交付サービス」の変更等

(1) 当社はお客様へ通知することなく、「電子交付サービス」の内容や構成する情報コンテンツの形式を変更する場合があります。

(2) 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その内容を通知いたします。

(3) 当社が提供する「電子交付サービス」について、お客様は不正アクセス行為及び当社が合理的な理由をもって不適当と判断される行為を行ってはならないものとします。遵守されない場合は、「電子交付サービス」のご利用を停止する場合があります。

12.「電子交付サービス」の終了

「電子交付サービス」は、下記に該当する場合に終了するものとします。

① お客様が当社所定の方法により、電子交付サービスの利用中止の申し出をされた場合

② 総合取引口座が解約された場合

③ やむを得ない事由により当社が電子交付サービスの解除を申し出た場合

④ 当社が電子交付サービスを終了した場合

【免責事項】

13.次の事由によりお客様に生じた損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

(1) 通信機器、通信回線、コンピューター等の障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能等により生じた損害。

(2) 天災地変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により生じた損害。

第 15 章　オンライントレード利用約款

第1条　（約款の趣旨）

この約款は、インターネットを利用した当社の証券取引・証券情報サービス（以下総じて「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様との取決めです。

第2条　（本サービスの内容）

(1) お客様は本サービスの内容を十分に理解した場合に限り、本サービスを利用して当社が別途定める有価証券等の取引注文（以下「取引注文」といいます。）、お客様の口座に係る金銭の入出金手続き、残高照会、お客様情報の変更等のサービスを行うことができます。
ただし、本サービスにおけるセキュリティ強化のため、お客様が当社所定のパスキー認証などの本人確認手段を登録されていない場合、一部のサービス（取引注文、金銭の入出金手続き等）の利用が制限されます。

(2) 利用できる端末
本サービスのご利用に必要になる端末などは、お客様がご用意いただくものとします。また、ご利用できる端末は、当社所定の端末に限るものとします。なお、端末毎に利用できるサービス内容が制限されることがあります。

(3) 利用対象者
本サービスをご利用いただける方は、日本国内に居住する個人（未成年者を除く。）および日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人に限ります。個人名義の口座であっても事業でお使いの口座は利用できません。また、本サービスは 1 人につき 1 契約とします。なお、法人向けのサービスは当社が別に定めます。

(4) 利用時間

① 本サービスの利用時間は当社所定の時間内とします。

② システム等の障害、補修等によって、当社は予告なく本サービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することがあります。

(5) パスキーによる認証

① 本サービスでは、お客様がご利用のスマートフォン、パソコン等の端末に登録された生体情報(指紋、顔等)、PIN コード等を使用し、お客様ご自身の意思による本人確認を行う「パスキー認証」に対応しております。

② パスキー認証を登録される際は、公的個人認証又は郵送による当社所定の本人確認が必要となります。

(6) ソフトウェアの取扱い
① 当社はお客様に対し、本サービスの利用のためのソフトウェアを配布することがあります。
② 本サービスに係るソフトウェア(プログラムおよびデータの全部又は一部を含みます。)に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利はその権利者に属し、第三者に譲渡、質入れもしくは貸与し又は複製もしくは加工することはできません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。
③ 前項に反する状況があると当社が判断した場合には本サービスの提供を中止します。

(7) フィッシング詐欺による不正アクセスその他の不正行為によりお客様や当社に被害が発生することを未然に防止するため、①に定める対象情報を、当社が外部委託先である検知事業者に提供し、②に定める利用方法、利用目的の範囲で利用することに、お客様は同意するものとします。
① 対象情報
・本サービスへのアクセスに利用したインターネット回線および端末に関する情報
・お客様の氏名、生年月日、メールアドレス、住所、電話番号等の情報
・お客様が本サービスにて行った取引、入出金その他の操作履歴情報
② 利用方法、利用目的
外部委託先である事業者はお客様を直接特定できない形式にお客様の個人情報を置き換えたうえで一定期間国内外にあるサーバーに保管し、当社を含む同社と提携する組織における不正アクセス、その他不正行為の検知に使用します。

第3条 （本サービスの利用）

(1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載又は電子的方法でお申込になり、かつ当社がそれを承認した場合に限り、本約款に基づいて本サービスを利用できます。また、同時に取引残高報告書等電子交付サービスをお申込するものとします。

(2) パスワードの通知
① 当社は「ログインパスワード」・「取引パスワード」(以下両パスワードを総じて「パスワード」といいます。)を「オンライントレードお手続完了のお知らせ」(以下「お知らせ」といいます。)等に記載し、お客様の届出住所宛に郵送することにより通知します。
なお、お申込と同時にお客様ご自身でパスワードの登録を頂いた場合には、郵送を省略します。
② 万が一、郵送により通知したお知らせを紛失した場合や、パスワードを失念又は漏洩した場合は、お客様は速やかに当社へ届出るものとします。この届出があった場合には、当社は本サービスの全てを中止する措置を講じます。当社への届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
③ お客様は端末からの操作によりパスワードを随時変更することができます。端末からパスワードを変更する場合は、当社が指定する方法により変更前および変更後のパスワードを当社へ送信し、当社が受信した変更前のパスワードと当社が保有している最新のパスワードが一致した場合には、当社はお客様からの正式な届出としてパスワードの変更を行います。
④ セキュリティ確保のためパスワードは一定期間毎あるいは不定期に変更するようにしてください。

(3) 証券情報サービスの利用
証券情報サービスに含まれる市況情報(メールによるものも含みます。)は、お客様が投資判断を行う際の参考にするためのもので、金融商品取引の勧誘を目的としたものではなく、また、その情報の正確性、完全性又は適時性は当社が保証するものではなく、金融商品取引にあたっては、お客様ご自身の判断と責任において行ってください。

第4条 （本人確認）

(1) 当社は、本サービスをご利用いただく際、お客様の端末から送信された部店コード、口座番号およびログインパスワードと当社に登録されている情報の一致の確認又はパスキー認証をすることで、本人確認を行います。
ただし、一部のサービスについては、お客様の端末から送信された取引パスワードと当社に登録されている取引パスワードの一致の確認およびパスキー認証の両方を併用して本人確認を行います。
また、上記の認証方法に加えて、ワンタイムパスワードやメールアドレスにお送りする認証コード等による追加認証をお客様に求める場合があります。

(2) 上記(1)の本人確認を適正に行った場合において、部店コード、口座番号およびパスワード又はパスキーの不正使用その他の事由により、お客様に生じた損害について、当社は責任を負いません。したがって、部店コード、口座番号およびパスワードは他人に知られないよう、またパスキーが第三者に不正に使用されないよう、お客様自身の責任において厳重に管理してください。当社職員がこれらの内容を尋ねることはありません。

(3) お客様が、当社に登録されたパスワードと異なるパスワードを、当社所定の回数を連続して入力した場合は、当該お客様の本サービスの利用を停止します。

第5条 （取引の種類）

お客様が本サービスを利用して取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が定めたものとします。

第6条 （取扱銘柄）

(1) お客様が本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。

(2) 上記(1)で定めた銘柄のうち、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄および当社が自主的に売買を規制している銘柄については、本サービスの利用ができない場合があります。

第7条 （数量等の範囲）

(1) お客様が本サービスを利用して当社に売付の取引注文を行える数量は、保護預り約款もしくは当該売付を行う商品の約款および約諾書等に基づき当社がお客様からお預りもしくは保管している数量の範囲内とします。
(2) お客様が本サービスを利用して当社に買付の取引注文を行える金額は、当社が定める金額（以下「買付余力」といいます。）の範囲内とし、この金額の計算は当社の定める方法によって行います。
(3) 上記(1)および(2)の他、お客様から取引注文を受ける際の数量につき、当社が定める数量に制限される場合があります。
(4) 本サービスにおいて、金銭の引出請求の金額上限およびお客様登録の銀行口座からの振替申込の金額上限は、当社が定める金額の範囲内とします。

第8条　（取引回数）

営業日において、お客様が同一銘柄の取引注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

第9条　（注文の受付）

(1) お客様が本サービスを利用して行う取引は、次に定める時点をもってお客様からの取引注文の受付とします。
　① インターネットを利用した取引注文は、お客様が注文内容入力後、確認の入力をされ、その内容を当社が受信した時点。
　② 電話を利用した取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容について、お客様が確認した時点。
(2) 当社は、取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行いません。
　① お客様が委託された取引注文の内容が、第 2 条の(4)、第 5 条、第 6 条、および第 7 条に定める事項のいずれかに反している場合。
　② 当社に開設されたお客様の口座に不足金がある場合。
(3) 通信回線の障害等により本サービスのご利用ができない場合は、お取引店又はコールセンターで電話による注文を受付いたします。

第10条　（有効期間）

(1) 当社が本サービスにより受付けた株式の売買注文の有効期間は、お客様が注文をした時以降、金融商品取引所等において最初に売買取引が行われる日（立会時間中に受付けた売買注文は、当該立会日）を含めて最長7営業日とします。なお、株式以外の取引注文の有効期限は、商品毎に定める最初の執行日 1 日のみに限ります。
(2) 株式の注文において、配当落ちおよび権利落ちがある場合、当該株式の売買注文の有効期間は権利付き最終日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。
(3) 株式の注文において、当該株式について額面変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

第11条　（取消、変更）

当社が本サービスにより受付けた売買注文の取消および変更は当社が定める時間および銘柄、商品の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行うことができます。なお、金融商品取引所等が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする注文は受付けることができません。

第12条　（執　行）

(1) 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当な時間内に、金融商品取引所等で執行します。ただし、当社が受付けたお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。またその場合はお客様に特に通知はいたしません。
　① 注文受付後執行するまでに当該注文が、第 2 条(4)、第 5 条、第 6 条および第 7 条に反することになった場合。お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。
　② 当社が定めた算出方法による買付余力に不足がある場合。
　③ 当該注文が差金決済となる場合。
　④ お客様の口座に不足金、および立替金がある場合。
　⑤ 外国証券について株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等によりお客様に割り当てられる外国証券の処理が完了しない場合。
　⑥ 売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
　⑦ その他、取引の健全性に照らし不適当と当社が判断する場合。
(2) 当社は次の場合にはその責任を負いません。
　① 注文受付後、注文内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合。
　② 上記(1)ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合。

第13条　（注文の照会）

お客様が本サービスを利用した取引注文の内容は、本サービスを通じて照会することができます。

第14条　（取引内容等の確認）

本サービスの利用にかかる注文内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容（電話での取引注文の場合は、録音記録内容）をもって処理します。

第15条 （情報利用の制限）

(1) お客様は本サービスを通じて取得した情報を、証券投資の資料としてのみ利用するものとし、次のことを行わないものとします。

① 本サービスを通じて取得した情報（これらを複写したものを含む。以下同じ。）を第三者に提供すること。

② 本サービスを通じて取得した情報を、営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工又は再利用（再配信を含む。）すること。

③ 本サービスを通じて取得した情報を第三者に漏洩し又は他の者と共同で利用すること。また、お客様の部店コード、口座番号、パスワードおよびパスキー等を第三者に譲渡し又は第三者の利用に供すること（当社がパスワード等を発行するものに限る。）。

④ 本サービスを通じて取得した情報を複写もしくは加工したものを第三者に譲渡又は使用させること。

(2) 上記(1)のいずれかに反すると当社又は金融商品取引所その他の公的機関が判断した場合、当社は本サービスを中止します。なお本サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客様の負担とし、お客様は当社又は金融商品取引所等に対し当該請求は行なわないものとします。

第16条 （取引手数料等）

(1) お客様は、本サービスにより注文が成立した場合、取引の種類に応じた当社所定の取引手数料、必要費用および公租公課等の諸費用等（以下「取引手数料等」といいます。）を当社所定の方法によりお支払いいただきます。

(2) お客様は、証券情報サービスに関し、当社所定の利用料等をお支払いいただくことがあります。

(3) 当社は、必要な場合には事前にお客様に通知することによって、前二項の取引手数料等および利用料等の変更を行うことができます。

第17条 （届出事項の変更等）

本サービスの利用にかかる申込書などの記載事項に変更がある場合は、当社所定の書面によって、直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害についてはその責任を負いません。

第18条 （免責条項）

当社および証券情報サービスの発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。

① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、又は上記事由により、本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。

② お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合又は誤った発注となった場合。ただし、上記の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無にかかわらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。

③ 本サービスの利用に際し、お客様ご自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワードと当社に登録されている情報の一致を当社が確認又は、お客様ご自身で実施したか否かにかかわらずパスキー認証により行われた取引による損害。

④ 本サービスで提供する情報（過去のものも含みます。）に対して、誤謬、欠陥、停滞、省略および中断により生じた損害が当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合。

⑤ 本サービスで提供する情報内容で金融商品取引所等が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害するおそれがあると判断し、提供する情報内容の全部又は一部の変更もしくは中止を行った場合。

⑥ その事由の如何を問わず、お客様のパスワード、取引情報等が漏洩し、盗用されたことによる損害又は、お客様の口座における第三者によるパスキーの登録や使用により生じた損害。

⑦ 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭および有価証券の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能になった場合。

⑧ 上記①から⑦に掲げる事由のほか、やむを得ない事由により、当社が本サービスの提供の中止又は中断もしくは内容等の変更を行った場合。

⑨ 第 11 条、第 12 条(2)、第 18 条および第 19 条の規定により損害が生じた場合。

⑩ お客様の過失等により損害が生じた場合。またかかる場合において必要となる費用等はお客様が負担するものとします。

第19条 （解約）

(1) お客様は、本サービスにかかる契約を、当社所定の手続きによりいつでも解約できるものとします。

(2) 当社は、お客様が当社所定の期間にわたり本サービスのご利用がない場合、本サービスにかかる契約を解約できるものとします。

第20条 （本サービス利用の禁止）

当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

第21条 （サービス内容・約款等の変更）

(1) 本サービスの内容および本利用約款の内容については、本サービスの利便性向上又は本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当社はお客様に事前に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとし、この変更によって生じた損害はお客様が負担するものとします。

(2) 本サービスの内容および本利用約款を変更した場合は、その変更内容をホームページ等に掲示する等の方法により周知します。

第22条 （合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄とする裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 16 章　非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第1条 （約款の趣旨）

(1) この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(2) お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 （非課税口座開設届出書等の提出等）

(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項（以下「廃止通知書等記載事項」といいます。）の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項）を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

(3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

(4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。

① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき

② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたと

き

(5) お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。

第3条　(非課税管理勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合に同日)において設けられます。

第3条の2 (累積投資勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の3 (特定累積投資勘定の設定)

(1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024 年以後の各年(以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。

(2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の4 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第 3 条の 3 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条　(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)

(1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

(2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

(3) 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の

委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条　（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2　（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において、租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの。

② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

第5条の3　（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の

代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

第5条の4 （特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

(1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等については払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等

(2) 特定非課税管理勘定には、前項第 1 号に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの

第6条 （非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れる配当等の範囲等）

(1) 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定では、当社が支払の取扱いをする非課税口座内の上場株式等に係る配当等のみを管理します。

(2) 前項にかかわらず、当社が支払の取扱いをする配当等のうち、当社が定めるところにより、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受入れないものがあります。

第7条 （譲渡の方法）

(1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第4号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第8条　（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

(1) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(3) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条　（非課税管理勘定終了時の取扱い）

(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします。（第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）

(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管
② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管
② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

第9条の3（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い）

お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。

第9条の4（非課税口座の開設について）

(1) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

(2) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

第9条の5（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）

お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

第10条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法）

お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第11条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

(1) 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（(1)ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなく

なります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第12条 （特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

(1) 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

(2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第13条 （非課税口座取引である旨の明示）

(1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

(2) お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第14条 （取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い）

(1) お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合には、当社が定めるところにより、当該注文等を取扱います。

(2) 前項の規定は、第 5 条に掲げる上場株式等においても同様とします。

第15条 （契約の解除）

(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日

② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 25 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）

③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 23 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合、出国日

④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除きます）、租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日

(2) お客様が「約款・規定集」第 1 章総合取引約款第 15 条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たときに契約は解除されます。

(3) 前項(1)及び(2)の場合、非課税管理勘定又は累積投資勘定等が設けられた非課税口座から、他の保管口座へ上場株式等を移管し非課税口座を廃止します。

第 17 章　未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

第 1 節　　総則

第1条　（約款の趣旨）

(1) この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座及び同項第 5 号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第 9 条の 9 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の 2 に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号及び第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(2) 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第 6 号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

(3) お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、当社の「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第 2 節　　未成年者口座の管理

第2条　（未成年者口座廃止届出書の提出）

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

第3条　（継続管理勘定の設定）

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

第4条　（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、当該記載もしくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 16 条から第 18 条、第 20 条及び第 26 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条　（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

(1) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ　受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ　非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等

(2) 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間

に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等

第6条　（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託されている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条　（課税未成年者口座等への移管）

(1) 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 5 条第 1 項第 1 号ロもしくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号もしくは第 2 号の移管がされるものを除く）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ　5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合　当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等　同日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2) 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① お客様が当社に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいい、前項第 1 号のイの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する書類の提出があった場合　特定口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合　一般口座への移管

第8条　（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 6 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 18 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ　租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ　租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ　租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ　租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ　所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の

行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 3 項又は第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第9条　（未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法）

お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第10条　（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

(1) 第 7 条もしくは第 8 条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日

② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日

③ 2026 年 1 月 1 日

第11条　（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第12条　（継続管理勘定等への移管）

(1) 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

(2) 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 3 号に規定する書面を 5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

第13条　（出国時の取扱い）

(1) お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 4 号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。

(2) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

(3) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第 3 節　課税未成年者口座の管理

第14条　（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 10 項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座、貯金口座もしくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2 以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

第15条　（課税管理勘定における処理）

課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 16 条から第 18 条及び第 20 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項

第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

第16条 (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第17条 (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第18条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第 16 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。)による譲渡

③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第19条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

(1) 第 17 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日

② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日

③ 2026 年 1 月 1 日

第20条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

(1) お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

(2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第21条 (出国時の取扱い)

お客様が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 節(第 16 条及び第 20 条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第 4 節　口座への入出金

第22条（課税未成年者口座への入出金処理）

(1) お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
① お客様名義の預貯金口座からの入金
② お客様名義の当社証券口座からの入金
③ 現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）

(2) お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
① お客様名義の預貯金口座への出金
② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。）
③ お客様名義の証券口座への移管

(3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

(4) お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

(5) 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

(6) お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

第 5 節　代理人による取引の届出

第23条（代理人による取引の届出）

(1) お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

(2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

(3) お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(4) お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。

(5) お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第24条（法定代理人の変更）

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

第 6 節　その他の通則

第25条（取引残高の通知）

お客様が 15 歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第26条（課税未成年者口座取引である旨の明示）

(1) お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第 15 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

(2) お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第27条（基準年以降の手続き等）

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第28条（非課税口座のみなし開設）

(1) 2024 年以後の各年（その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1

号に規定する非課税口座が開設されます。

(2) 前項の場合には、お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第 6 号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。

第29条 （本契約の解除）

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日

② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号ト に規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③ 第 19 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

④ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合　出国日

⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 13 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑥ お客様が出国の日の前日までに第 13 条第 1 項の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに同条第 3 項の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合　その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日

⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

⑧ お客様が総合取引約款第 15 条取引の解約事由に定める事由に該当することを理由として、当社が解約を申し出たとき

第 18 章　投資一任取引約款

第1条 （約款の趣旨）

(1) この約款は、お客様が当社に開設した投資一任取引口座にかかる権利義務を明確にすることを目的とするものです。

(2) 「第 1 章 総合取引約款」、「第 2 章 保護預り約款」、「第 3 章 振替決済口座管理約款」、「第 4 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款」、「第 5 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」、「第 8 章 累積投資取引約款」、「第 10 章 MRF自動スイープ投資約款」の各章に定める事項は、投資一任取引の場合に準用します。

第2条 （投資一任契約の締結の代理）

当社はウエルス・スクエアとの契約に基づき、ウエルス・スクエアの代理人としてお客様と投資一任契約の締結の代理をいたします。なお、当社は投資一任取引を行いません。

第3条 （投資一任契約の申込み）

お客様は当社を通じて、ウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結の申込みを行います。

第4条 （投資一任取引口座の開設）

(1) 投資一任契約が締結されると投資一任取引口座が開設されます。

(2) ウエルス・スクエアはお客様と締結した投資一任契約に基づき、投資一任取引口座において投資一任取引を行います。

第5条 （投資一任取引口座の減額および解約）

(1) 投資一任契約が減額又は解約された場合には、投資一任取引口座における資産の一部又は全額を返還します。

(2) お客様との投資一任契約が解約された場合には、投資一任取引口座も解約されます。

「最良執行方針」についてのお知らせ

2005 年 3 月制定
2023 年 10 月改定
ちばぎん証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1．対象となる有価証券

(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」。

(2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」。

2．最良の取引条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいた上場株券等に係る注文は、すべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

(1) 上場株券等

① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において株式会社 QUICK 社の情報端末（当社の本支店で御覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

(c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

(d) 有効期限が指定された注文については、注文受注時に(b)の方法により選定された市場にて有効期限内執行します。執行市場の確認および変更をご希望される場合には、お取引店までご連絡ください。

(e) 制度信用取引における返済の注文については、新規建ての注文を執行した市場において反対売買を執行いたします。

③ オンライントレードからの委託注文については、上記②の規定にかかわらず、東京証券取引所市場が選定市場の銘柄に限定し、東京証券取引所市場へのみ取り次ぎます。このため、東京証券取引所市場以外の金融商品取引所市場が選定市場となる銘柄については、取扱店において注文を受付し、上記②のとおり執行いたします。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、お客さまから売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が 1 社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客さまにとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3．当該方法を選択する理由

PTS を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。しかしながら、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要があり、社内で検討した結果、システム開発を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に

取り次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。
そして、金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、金融商品取引所市場外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断いたしました。
また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断いたしました。

(1) 上場株券等
金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄)
当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしておりません。
ただし、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客さまの換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客さまからいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客さまの換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4.その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
① お客さまから執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引
当該ご指示いただいた執行方法
② 投資一任契約等に基づく執行
当該契約等においてお客さまから委任された範囲内において当社が選定する方法
③ 株式累積投資、取引約款等において執行方法を特定している取引
当該執行方法
④ 単元未満株の取引
単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

当社の個人情報保護宣言

2005年4月1日制定
2026年10月1日改定
ちばぎん証券株式会社
千葉県千葉市中央区中央2-5-1
取締役社長　越智啓太

当社は金融商品取引業者として、お客さま方の多種・大量の個人情報を取扱っている社会的責任の重さを認識し、お客さまの信頼と社会的信用を高めるよう情報管理体制の構築と徹底に努めています。

当社は、以下に掲げる個人情報保護宣言を定め、当社の本支店に掲示するとともに、ホームページ（https://www.chibagin-sec.co.jp）に掲載しております。また、役員及び当社業務に従事する全ての者は勿論、コンピュータ処理や発送業務等を委託する外部会社にも周知し、この宣言に従い個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護に努めてまいります。

1.（個人情報等の取得等）

当社はお客さまの個人情報等を適正かつ適法な手段により、例えば以下のような情報源から個人情報等を取得いたします。

① 口座開設の申込書や実施するアンケート等お客さまに直接記入していただいた情報。
② 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報。

2.（利用目的の特定及び収集、保管のルール化）

2-1 当社は、お客さまよりお預りしている個人情報等（保有個人データを含みます。）については以下の目的に特定して利用します。

① 有価証券の売買、募集及びそれに付随する業務（売買、利金、収益分配金、償還のご案内など）
② その他法令により金融商品取引業者が営むことができる業務（保険募集業務、信託契約代理業務等を含みます。）及びこれらに付随する業務
③ 個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

2-2 利用目的の具体例

① 当社の金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
② 当社又は関連会社、提携会社が取り扱う金融商品・サービスの勧誘、販売、募集、媒介及び案内を行うため
③ 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
④ お客さまご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
⑤ お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
⑥ お客さまとの取引に関する事務を行うため
⑦ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑧ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑨ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
⑩ 取得した取引履歴や閲覧履歴等の情報を分析し、お客さまの趣味・嗜好に応じた当社や提携会社の商品やサービスのご提案・ご案内を行う等のマーケティング目的で活用するため
⑪ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑫ 前各号の個人情報等の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

2-3 前項の目的に沿って、当社の経営環境・事業内容・実態に適した収集・保管などの管理ルールに従って個人情報等を適正に収集、管理いたします。

2-4 金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用、第三者提供いたしません。

2-5 当社では、お客さまのお取引やお問合せ等を正確に把握するため、営業店等でのお客さまとの電話内容を録音することがあります。

3.（安全対策）

当社は、お客さまの個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な管理を行って参ります。

4.（法令・規範の遵守）

当社は、個人情報等の取扱いにおいて個人情報等の保護に適用される法令及びその他の規範についても遵守します。

5.（個人情報等の取扱いの委託）

当社は、例えば以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

（委託する事務の例）

・取引報告書、取引残高報告書、その他ご案内等のお客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務。
・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務
・業務システムや情報システムの運用・保守に関する業務
・支払調書等の作成・保管業務

6.（継続的改善）

当社は、お客さまの個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的改善に努めてまいります。

7.（開示等の手続き）

当社は、個人情報等について開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合は、当社所定の手続きにより、ご本人様であることを確認させていただいたのち、適切かつ迅速な回答に努めます。
また、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。
なお、書面による店頭開示をご希望の場合は 550 円（消費税込み）を、書面による郵送（簡易書留）開示をご希望の場合は 1,100 円（消費税込み）の発行手数料をご負担願います。

8.（個人データの共同利用）

当社は下記のとおり、個人情報保護法に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、別途法令等により共同利用が禁止又は制限されている場合には、その法令等に従います。なお、特定個人情報等の共同利用は行いません。

① 共同利用する個人データの項目
氏名、住所、生年月日、電話番号等の連絡先、職業・勤務先、お取引に関する情報、資産・負債に関する情報、与信判断及びリスク管理に関する情報

② 共同利用者の範囲
千葉銀行及び千葉銀行グループ会社
最新のグループ会社一覧は、以下のウェブページに記載しています。
https://www.chibabank.co.jp/company/services/aboutus/group

③ 利用目的
ア） 千葉銀行グループ（②「共同利用者の範囲」をいいます。）の各種商品やサービスのご提案及びご提供のため
イ） 千葉銀行グループにおける市場調査、並びにデータ集計・分析やアンケート実施等による商品やサービスの研究・開発および管理のため
ウ） 千葉銀行グループにおける総合的なリスク管理のため
エ） その他、千葉銀行グループにおいてお客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

④ 共同利用を行う個人データの管理について責任を有する者の名称
株式会社千葉銀行
取締役頭取　米本　努
千葉県千葉市中央区千葉港1－2

9.（個人データの第三者提供）

当社はお客さまの個人データを第三者に提供する場合には、法令に基づく場合等を除き、あらかじめお客さまの同意をいただきます。なお、特定個人情報等の第三者への提供は、番号法に基づく場合等を除き、行いません。
なお、お客さまの同意に基づいて個人データを外国に所在する第三者に提供する場合には、同意をいただく際に提供先が所在する外国の名称及びその他個人情報保護法等に定める所定の情報を提供いたしますが、同意をいただく時点で提供先等を具体的に特定できない等の理由で提供できない情報がある場合には、後日、提供先等が特定できた時点で改めて情報提供することができますので、ご希望の方は当社個人情報苦情・相談窓口までお申し出ください。
また、当社は、個人データの取扱いについて個人情報保護法に基づき講ずべき措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している外国に所在する第三者に対して個人データを提供する場合があります。当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置の内容の提供を希望されるお客さまは、当社個人情報苦情・相談窓口までお問い合わせください。

10.（営業案内の停止の手続き）

当社は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等で個人情報等を利用することについて、ご本人より中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報等の利用を中止いたします。

11.（保有個人データの安全管理のために講じた措置）

当社では、個人情報保護法に基づく安全管理措置として以下のような措置を講じています。
（基本方針の策定）
個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定
（個人データの取扱いに係る規律の整備）

取得、利用、保存、移送・送信、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、千葉銀行による監査を実施

（人的安全管理措置）

・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施

・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

（物理的安全管理措置）

・個人データを取り扱う区域において、部外者の立入り制限及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

・個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

（技術的安全管理措置）

・アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

〈当社個人情報苦情・相談窓口〉

ちばぎん証券株式会社　苦情・相談受付窓口

電　話　：03-3660-5050　　FAX　：03-3660-6718

E-mail　：customer@chibagin-sec.co.jp

〈認定個人情報保護団体〉

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情、相談をお受けしております。

【日本証券業協会苦情・相談窓口】

【日本証券業協会苦情・相談窓口】日本証券業協会　個人情報相談室　電話：03-6665-6784

（https://www.jsda.or.jp/）